

定期預金等規定集

目次

自由金利型定期預金（M型）《スーパー定期》規定	1
自動継続自由金利型定期預金（M型）《スーパー定期》規定	7
自由金利型定期預金規定	13
自動継続自由金利型定期預金規定	18
期日指定定期預金規定	22
自動継続期日指定定期預金規定	26
総合口座取引規定	31
総合口座取引追加規定	37
盗難通帳・証書等による払戻被害に関する預金取引追加規定	37
公共債保護預り兼振替決済口座管理規定	39
反社会的勢力の排除に係る規定	46
電子サイン取引に関する追加規定	46
休眠預金等活用法に係る追加規定	48

自由金利型定期預金（M型）《スーパー定期》規定

1 【預金の支払時期】

この預金は、通帳または証書記載の満期日に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」といいます。）へ入金します。

2 【証券類の受入れ】

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえで、または証書と引換えに、当店で返却します。

3 【利息】

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳または証書記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し（預入日の3年後の応当日から、預入日の10年後の応当日までのいずれかの日を満期日とするこの預金のうち、通帳または証書に「複利型」と記載した場合のみ6か月複利の方法により計算するものとし、それ以外の場合は単利の方法により計算するものとし、満期日にこの預金とともに指定口座へ入金します。

ただし、次の①から④までの種類のこの預金については、利息の支払は次によります。

- ① 預入日の1年後の応当日から預入日の10年後の応当日までのいずれかの日を満期日とし、利息を1年のうちあらかじめ指定された日（以下「指定日」といいます。）ごとに分割して支払うこの預金については、預入日の翌日以降到来する最初の指定日を第1回中間利払日とし、以下満期日の前日までの間に到来する指定日を中間利払日と定め、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通

帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。

また、中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日にこの預金とともに指定口座へ入金します。

- ② 預入日の1年後の応当日から預入日の10年後の応当日までのいずれかの日を満期日とし、利息を1か月、2か月、3か月、4か月または6か月のうちからあらかじめ指定された月数（以下「指定月数」といいます。）ごとに分割して支払うこの預金については、預入日から指定月数を経過した日の翌日を第1回中間利払日とし、以下同様に中間利払日を定め（ただし、最後の中間利払日と満期日との期間が指定月数に満たない場合は除きます。）、中間払利息を利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。

また、満期払利息は、満期日にこの預金とともに指定口座へ入金します。

- ③ 預入日の2年後の応当日を満期日とするこの預金（ただし、前記①または②の場合を除きます。以下「自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）については、預入日の1年後の応当日を中間利払日とし、中間払利息は利息の一部として中間利払日にあらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

なお、満期払利息は、満期日にこの預金とともに指定口座へ入金します。

A 中間払利息を預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

B 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にこの自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする預入期間1年の自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。

- ④ 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の10年後の応当日までのいずれかの日を満期日とするこの預金（ただし、6か月複利の方法で利息を計算する場合および前記①または②の場合を除きます。）については、預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を中間利払日とし、中間払利息を利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。

また、満期払利息は、満期日にこの預金とともに指定口座へ入金します。

- ⑤ 中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取場合には、届出または登録の印章（または署名・暗証）により、当行所定の支払請求書に記名押印（または署名・暗証記入）しまたは当行所定の電子装置に記名押印して、通帳または証書とともに提出してください。

- (2) この預金を満期日に解約して指定口座へ入金できなかった場合のこの預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (3) この預金を第4条1項により満期日前に解約する場合および別途定める「反社会的勢力の排除に係る規定」により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し（預入日の3年後の応当日から、預入日の10年後の応当日までのいずれかの日を満期日とするこの預金のうち、通帳または証書に「複利型」と記載した場合のみ6か月複利の方法により計算するものとし、それ以外の場合は単利の方法により計算するものとします。）、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までを満期日としたこの預金

A 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満 約定利率×50%

C 1年以上3年未満 約定利率×70%

ただし、BおよびCの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。

- ② 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金
- | | | |
|---|-------------|----------------|
| A | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| C | 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| D | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| E | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| F | 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×90% |

ただし、BからFまでの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。

- ③ 預入日の3年後の応当日の翌日から預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金
- | | | |
|---|-------------|----------------|
| A | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| C | 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×20% |
| D | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×30% |
| E | 2年以上3年未満 | 約定利率×40% |
| F | 3年以上4年未満 | 約定利率×70% |

ただし、BからFまでの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。

- ④ 預入日の4年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金
- | | | |
|---|-----------|----------------|
| A | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| C | 1年以上2年未満 | 約定利率×20% |
| D | 2年以上3年未満 | 約定利率×30% |
| E | 3年以上4年未満 | 約定利率×50% |
| F | 4年以上5年未満 | 約定利率×70% |

ただし、BからFまでの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。

- ⑤ 預入日の5年後の応当日の翌日から預入日の7年後の応当日を満期日としたこの預金
- | | | |
|---|-----------|----------------|
| A | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| C | 1年以上2年未満 | 約定利率×20% |
| D | 2年以上3年未満 | 約定利率×30% |
| E | 3年以上4年未満 | 約定利率×50% |
| F | 4年以上5年未満 | 約定利率×70% |
| G | 5年以上6年未満 | 約定利率×80% |
| H | 6年以上7年未満 | 約定利率×90% |

ただし、BからHまでの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。

- ⑥ 預入日の7年後の応当日の翌日から預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金
- | | | |
|---|--------------|----------------|
| A | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6か月以上2年6か月未満 | 約定利率×10% |
| C | 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×20% |
| D | 3年以上4年未満 | 約定利率×30% |
| E | 4年以上5年未満 | 約定利率×40% |

F	5年以上6年未満	約定利率×50%
G	6年以上7年未満	約定利率×60%
H	7年以上8年未満	約定利率×70%
I	8年以上9年未満	約定利率×80%
J	9年以上10年未満	約定利率×90%

ただし、BからJまでの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。

- (4) 6か月複利の方法により利息を計算するこの預金について、当行がやむをえないものと認めて、預入日の1年後の応当日以後に、当行所定の金額を超える部分について1万円以上1万円単位の金額（ただし別の定めをしたときは、その定めによるものとします。）でこの預金の一部（以下「解約部分」といいます。）の満期日前の解約に応じる場合には、前記(1)にかかわらず、解約部分についての利息は、預入日から解約日の前日までの日数および前記(3)②から⑥までに定める預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、解約部分とともに支払います。この場合、残存するこの預金については書替継続されたものとみなし、その利息は、約定日数および約定利率によって計算し、残存するこの預金とともに満期日に指定口座へ入金します。
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4【預金の解約・書替継続】

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約または書替継続（前記3(4)の定めにもとづき、この預金の一部について解約のうえ、残存するこの預金について書替継続をする場合を意味します。以下本条において同じ）することはできません。
- (2) この預金を前記1の自動解約以外の方法で解約または書替継続するときは、届出または登録の印章（または署名・暗証）により、当行所定の払戻請求書に記名押印（または署名・暗証記入）または当行所定の電子装置に記名押印して通帳とともに、または証書の受取欄に届出または登録の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）して提出してください。ただし、当行がキャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定に定める方法により本人確認を行った場合、当行は、前記の方法によらずにこの預金の解約または書替継続に応じることができ、この取扱いにより損害が生じた場合の当行の責任については、同規定によるものとします。
- (3) 前項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行わないことがあります。
- (4) 書替継続をする場合、書替継続後の預入金額等に応じ、店頭に表示する利率を適用します。
- (5) 次の①から③までの一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した時に、預金口座が解約されたものとします。
- ① 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または後記4の2(1)もしくは(2)の定めにもとづき預金者が回答または届出した事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき
 - ② 後記4の2(1)から(3)までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が1年以上に亘って解消されないとき
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき

4の2【取引の制限等】

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者

が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

- (2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 前記(1)の確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情に照らして、この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には、当行は、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 前記(1)から(3)までの定めにより取引が制限された場合であっても、預金者の説明等によりマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められるときは、当行は速やかに当該取引の制限を解除するものとします。

5 【元利継続時の特例】

この預金の満期日に元利金が自動的に指定口座へ入金されない場合（指定口座が指定されていない場合を含みます。）に、満期日以後にこの預金と同一の預金口座またはこの預金と共通の印鑑を使用する預金口座へ、元金に利息を加えて定期預金として預入れる場合（複数の元利金を1口にとめる場合、および1口の元利金を複数に分割する場合を含みます。）に限り、通帳または証書の提出があれば、払戻請求書への押印または証書への押印、または当行所定の電子装置に記名押印がなくても、取扱うものとします。

6 【届出事項の変更、通帳・証書の再発行】

- (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前記(1)の印章、氏名、住所その他の届出事項の変更の届出がなされなかったことによって生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 通帳・証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い、解約または通帳・証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 通帳・証書を再発行するときは、預金者は当行所定の再発行手数料を支払うものとします。
- (5) 預金口座の開設等の際には、当行は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって当店に届出てください。

7 【成年後見人等の届出】

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に当店に届出てください。
- (4) 前記(1)から(3)までの届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届出てください。
- (5) 前記(1)から(4)の届出がなされなかったことによって生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

8 【印鑑照合等】

払戻請求書、証書、諸届その他の書類または当行所定の電子装置に使用された印影（または署名・暗証）を届出または登録の印鑑（または署名鑑・暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

9【譲渡、質入れ等の禁止】

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳または証書については、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定、もしくは第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れその他第三者の権利の設定を承諾する場合には、当行所定の書面により行います。

10【中間利息定期預金】

- (1) 中間利息定期預金の利息については、前記3の定めを準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、原則として通帳に記載しない、または証書を発行しないこととし、次により取扱います。
 - ① 中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。なお、印鑑（または署名鑑・暗証）はこの預金の届出または登録の印鑑（または署名鑑・暗証）を兼用します。
 - ② 中間利息定期預金の元利金はこの預金とともに前記1の方法により支払います。ただし、中間利息定期預金をこの預金とともに前記1に定める以外の方法で解約するときは、前記4(1)の定めを準用します。
 - ③ 中間利息定期預金のみ解約するときは、前記4(2)の定めを準用します。

11【保険事故発生時における預金者からの相殺】

- (1) この預金は、満期日前であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出の印章（または署名・暗証）により押印（または署名・暗証記入）して、証書は証書の受取欄に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）して、直ちに当行に提出してください。
ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前記①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。
 - ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率および計算方法は以下のとおりとし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と利息との差額を清算するものとします。
 - A 満期日の前日までの期間は約定利率を適用し、預入日の3年後の応当日から、預入日の10年後の応当日までのいずれかの日を満期日とする預金のうち、通帳または証書に「複利型」と記載した場合のみ6か月複利の方法により計算するものとし、それ以外の場合は単利の方法により計算するものとします。
 - B 満期日以後の期間は当行の計算実行時の普通預金の利率を適用し、単利の方法により計算するものとします。

- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の支払は不要とします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

12【通知等】

預金者が6の(1)を怠るなど預金者の責めに帰すべき事由により、当行が預金者から最後に、届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

13【証書の効力】

この預金が満期日に自動的に解約され元利金が指定口座へ入金された後は、証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。

14【準拠法、裁判管轄】

この預金の契約準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

15【この規定の変更等】

- (1) この預金規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

自動継続自由金利型定期預金（M型）《スーパー定期》規定

1【自動継続】

- (1) この預金は、通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金(M型)に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この場合、預金者はこの預金の元利金を入金する口座（以下「指定口座」といいます。）を同時に届出るものとし、当行は満期日にこの預金を自動的に解約し指定口座へ元利金を入金します。

2【証券類の受入れ】

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえで、または証書と引換えに、当店で返却します。

3【利息】

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下この3(1)において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳または証書記載の利率（継続後の預金については前記1(2)に定める利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し（預入日の3年後の応当日から、預入日の10年後の応当日までのいずれかの日を満期日とするこの預金のうち、通帳または証書に「複利型」と記載した場合のみ6か月複利の方法により計算するものとし、それ以外の場合

は単利の方法により計算するものとします。)、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

ただし、次の①から③までの種類のこの預金については、利息の支払は次によります。

- ① 預入日の1年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日とし、利息を1か月、2か月、3か月、4か月または6か月のいずれかのうちあらかじめ指定された月数（以下「指定月数」といいます。）ごとに分割して支払うこの預金については、預入日から指定月数を経過した日の翌日を第1回中間利払日とし、以下同様に中間利払日を定め（ただし、最後の中間利払日と満期日との期間が指定月数に満たない場合は除きます。）、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は後記④に定める利率）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。
また、中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に指定口座へ入金します。
 - ② 預入日の2年後の応当日を満期日とするこの預金（ただし、前記①の場合を除きます。以下「自動継続自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）については、預入日の1年後の応当日を中間利払日とし、中間払利息は利息の一部として中間利払日に、また満期払利息は満期日に、それぞれあらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。
 - A 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。
 - B 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にこの自動継続自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする預入期間1年の自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。
満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金（M型）に継続します。
 - ③ 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日とするこの預金（ただし、6か月複利の方法で利息を計算する場合および前記①の場合を除きます。）については、預入日から満期日の1年前の応当日までに到来する預入日の1年ごとの応当日を中間利払日とし、中間払利息は利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ④ 継続後の預金の中間利払利率は、前記①においては継続後のこの預金の利率、前記②または③においては継続後のこの預金の利率に70%を乗じた利率（ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）とします。
 - ⑤ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、届出または登録の印章（または署名・暗証）により、当行所定の支払請求書に記名押印（または署名・暗証記入）しまたは当行所定の電子装置に記名押印して、通帳または証書とともに提出してください。
- (2) 継続を停止した場合で、この預金を満期日に解約し指定口座へ入金できなかったときのこの預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金および満期払利息とともに支払います。
 - (3) この預金を第4条1項により満期日前に解約する場合および別途定める「反社会的勢力の排除に係る規定」により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し（預入日の3年後の応当日から、預入日の10年後の応当日までのいずれかの日を満期日とするこの預金のうち、通帳または証書に「複利型」と記載した場合のみ6か月複利の方法により計算するものとし、それ以外の場合は単利の方法により計算するものとします。）、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までを満期日としたこの預金
- | | | |
|---|-----------|----------------|
| A | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| C | 1年以上3年未満 | 約定利率×70% |
- ただし、BおよびCの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。
- ② 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金
- | | | |
|---|-------------|----------------|
| A | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| C | 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| D | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| E | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| F | 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×90% |
- ただし、BからFまでの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。
- ③ 預入日の3年後の応当日の翌日から預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金
- | | | |
|---|-------------|----------------|
| A | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| C | 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×20% |
| D | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×30% |
| E | 2年以上3年未満 | 約定利率×40% |
| F | 3年以上4年未満 | 約定利率×70% |
- ただし、BからFまでの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。
- ④ 預入日の4年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金
- | | | |
|---|-----------|----------------|
| A | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| C | 1年以上2年未満 | 約定利率×20% |
| D | 2年以上3年未満 | 約定利率×30% |
| E | 3年以上4年未満 | 約定利率×50% |
| F | 4年以上5年未満 | 約定利率×70% |
- ただし、BからFまでの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。
- ⑤ 預入日の5年後の応当日の翌日から預入日の7年後の応当日を満期日としたこの預金
- | | | |
|---|-----------|----------------|
| A | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| C | 1年以上2年未満 | 約定利率×20% |
| D | 2年以上3年未満 | 約定利率×30% |
| E | 3年以上4年未満 | 約定利率×50% |
| F | 4年以上5年未満 | 約定利率×70% |
| G | 5年以上6年未満 | 約定利率×80% |
| H | 6年以上7年未満 | 約定利率×90% |
- ただし、BからHまでの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。
- ⑥ 預入日の7年後の応当日の翌日から預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金

金

A	6 か月未満	解約日における普通預金の利率
B	6 か月以上 2 年 6 か月未満	約定利率×10%
C	2 年 6 か月以上 3 年未満	約定利率×20%
D	3 年以上 4 年未満	約定利率×30%
E	4 年以上 5 年未満	約定利率×40%
F	5 年以上 6 年未満	約定利率×50%
G	6 年以上 7 年未満	約定利率×60%
H	7 年以上 8 年未満	約定利率×70%
I	8 年以上 9 年未満	約定利率×80%
J	9 年以上 10 年未満	約定利率×90%

ただし、B から J までの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。

- (4) 6 か月複利の方法により利息を計算するこの預金について、当行がやむをえないものと認めて、預入日の 1 年後の応当日以後に、当行所定の金額を超える部分について 1 万円以上 1 万円単位の金額（ただし別の定めをしたときは、その定めによるものとします。）でこの預金の一部（以下「解約部分」といいます。）の満期日前の解約に応じる場合には、前記(1)にかかわらず、解約部分についての利息は、預入日から解約日の前日までの日数および前記(3)②から⑥までに定める預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって計算し、解約部分とともに支払います。この場合、残存するこの預金については書替継続されたものとみなし、その利息は、約定日数および約定利率によって計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- (5) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

4 【預金の解約・書替継続】

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約または書替継続（前記 3 (4) の定めにもとづき、この預金の一部について解約・残存するこの預金について書替継続をする場合を意味します。以下本条において同じ。）することはできません。
- (2) この預金を前記 1 (3) の自動解約以外の方法で解約または書替継続するときは、届出または登録の印章（または署名・暗証）により、当行所定の払戻請求書に記名押印（または署名・暗証記入）しまたは当行所定の電子装置に記名押印して通帳とともに、または証書の受取欄に届出または登録の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）して提出してください。ただし、当行がキャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定に定める方法により本人確認を行った場合、当行は、前記の方法によらずにこの預金の解約に応じることができ、この取扱いにより損害が生じた場合の当行の責任については、同規定によるものとします。
- (3) 前項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行わないことがあります。
- (4) 書替継続をする場合、書替継続後の預入金額等に応じ、店頭に表示する利率を適用します。
- (5) 次の①から③までの一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した時に、預金口座が解約されたものとします。
- ① 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または後記 4 の 2 (1) もしくは(2) の定めにもとづき預金者が回答または届出した事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき
- ② 後記 4 の 2 (1) から(3) までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が 1 年以上に亘

って解消されないとき

- ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき

4の2【取引の制限等】

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 前記(1)の確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情に照らして、この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には、当行は、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 前記(1)から(3)までの定めにより取引が制限された場合であっても、預金者の説明等によりマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められるときは、当行は速やかに当該取引の制限を解除するものとします。

5【元利継続時の特例】

この預金の継続が停止され、かつ満期日に元利金が自動的に指定口座へ入金されない場合（指定口座が指定されていない場合を含みます。）に、満期日以後にこの預金と同一の預金口座またはこの預金と共通の印鑑を使用する預金口座へ、元金に利息を加えて定期預金として預入れる場合（複数の元利金を1口にとめる場合、および1口の元利金を複数に分割する場合を含みます。）に限り、通帳または証書の提出があれば、払戻請求書への押印または証書への押印、または当行所定の電子装置に記名押印がなくても、取扱うものとします。

6【届出事項の変更、通帳・証書の再発行】

- (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前記(1)の印章、氏名、住所その他の届出事項の変更の届出がなされなかったことによって生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 通帳・証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い、解約または通帳・証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 通帳・証書を再発行するときは、預金者は当行所定の再発行手数料を支払うものとします。
- (5) 預金口座の開設等の際には、当行は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって当店に届出てください。

7【成年後見人等の届出】

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に当店に届出てください。

- (4) 前記(1)から(3)までの届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届出てください。
- (5) 前記(1)から(4)の届出がなされなかったことによって生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

8【印鑑照合等】

払戻請求書、証書、諸届その他の書類または当行所定の電子装置に使用された印影（または署名・暗証）を届出または登録の印鑑（または署名鑑・暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

9【譲渡、質入れの禁止】

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳または証書については、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定、もしくは第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れその他第三者の権利の設定を承諾する場合には、当行所定の書面により行います。

10【中間利息定期預金】

- (1) 中間利息定期預金の利息については、前記3の定めを準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、原則として通帳に記載しない、または証書を発行しないこととし、次により取扱います。
 - ① 中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。なお、印鑑（または署名鑑・暗証）はこの預金の届出または登録の印鑑（または署名鑑・暗証）を兼用します。
 - ② 中間利息定期預金の元利金は、満期日に満期払利息とともにこの預金の元金に組入れて自動継続自由金利型2年定期預金（M型）に継続します。中間利息定期預金をこの預金とともに解約するときは、前記4(1)の定めを準用します。
 - ③ 中間利息定期預金のみ解約するときは、前記4(2)の定めを準用します。

11【保険事故発生時における預金者からの相殺】

- (1) この預金は、満期日前であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出の印章（または署名・暗証）により押印（または署名・暗証記入）して、証書は証書の受取欄に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）して、直ちに当行に提出してください。
ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前記①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。
 - ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができます。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率および計算方法は次のとおりとし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と利息との差額を清算するものとします。
 - A 満期日の前日までの期間は約定利率を適用し、預入日の3年後の応当日から、預

入日の10年後の応当日までのいずれかの日を満期日とする預金のうち、通帳または証書に「複利型」と記載した場合のみ6か月複利の方法により計算するものとし、それ以外の場合は単利の方法により計算するものとします。

B 満期日以後の期間は当行の計算実行時の普通預金の利率を適用し、単利の方法により計算するものとします。

- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の支払は不要とします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

12【通知等】

預金者が6の(1)を怠るなど預金者の責めに帰すべき事由により、当行が預金者から最後に、届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

13【証書の効力】

前記1(3)の定めにしたがいこの預金の元利金が指定口座へ入金された後は、証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。

14【準拠法、裁判管轄】

この預金の契約準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

15【この規定の変更等】

- (1) この預金規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

自由金利型定期預金規定

1【預金の支払時期】

この預金は、通帳または証書記載の満期日に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」といいます。）へ入金します。

2【証券類の受入れ】

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえで、または証書と引換えに、当店で返却します。

3【利息】

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳または証書記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日にこの預金とともに指定口座へ入金します。

ただし、次の①から③までの種類のこの預金については、利息の支払は次によります。

- ① 預入日の1年後の応当日から預入日の10年後の応当日までのいずれかの日を満期日とし、利息を1年のうちからあらかじめ指定された日（以下「指定日」といいます。）ごとに分割して支払うこの預金については、預入日の翌日以降到来する最初の指定日を第1回中間利払日とし、以下満期日の前日までの間に到来する指定日を中間利払日と定め、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。
また、中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日にこの預金とともに指定口座へ入金します。
 - ② 預入日の1年後の応当日から預入日の10年後の応当日までのいずれかの日を満期日とし、利息を1か月、2か月、3か月、4か月または6か月のうちからあらかじめ指定された月数（以下「指定月数」といいます。）ごとに分割して支払うこの預金については、預入日から指定月数を経過した日の翌日を第1回中間利払日とし、以下同様に中間利払日を定め（ただし、最後の中間利払日と満期日との期間が指定月数に満たない場合は除きます。）、中間払利息を利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。
また、満期払利息は、満期日にこの預金とともに指定口座へ入金します。
 - ③ 預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までのいずれかの日を満期日とするこの預金（ただし、前記①または②の場合を除きます。）については、預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を中間利払日とし、中間払利息を利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。
また、満期払利息は、満期日にこの預金とともに指定口座へ入金します。
 - ④ 中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取の場合には、届出または登録の印章（または署名・暗証）により、当行所定の支払請求書に記名押印（または署名・暗証記入）しまたは当行所定の電子装置に記名押印して、通帳または証書とともに提出してください。
- (2) この預金を満期日に解約して指定口座へ入金できなかった場合のこの預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を第4条1項により満期日に解約する場合および別途定める「反社会的勢力の排除に係る規定」により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。
- ① 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率。
 - A 解約日における普通預金の利率
 - B 約定利率×70%
 - C 約定利率－
$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

上記の基準利率は、解約日にこの預金の元金を通帳または証書記載の満期日まで新たに当行に預入するとした場合に適用される標準的な利率（満期日までの残存期間が1か月未満の場合は、1か月間預入するとした場合に適用される標準的な利率）を基準として、当行所定の方法により決定します。
 - ② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計

算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。

A 約定利率×70%

B 約定利率－
$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

(4) この預金の一部（以下「解約部分」といいます。）の満期日前の解約に応じる場合には前記(1)にかかわらず、解約部分についての利息は預入日から解約日の前日までの日数および前記(3)に定める預入期間に応じた利率によって計算し、解約部分とともに支払います。この場合、残存するこの預金については書替継続されたものとみなし、その利息は、約定日数および約定利率によって計算し、残存するこの預金とともに満期日に指定口座へ入金します。

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4【預金の解約・書替継続】

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約または書替継続（前記3(4)の定めにもとづき、この預金の一部について解約のうえ、残存するこの預金について書替継続する場合を意味します。以下本条において同じ。）することはできません。

(2) この預金を前記1の自動解約以外の方法で解約または書替継続するときは、届出または登録の印章（または署名・暗証）により、当行所定の払戻請求書に記名押印（または署名・暗証記入）しまたは当行所定の電子装置に記名押印して通帳とともに、または証書の受取欄に届出または登録の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）して提出してください。ただし、当行がキャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定に定める方法により本人確認を行った場合、当行は、前記の方法によらずにこの預金の解約に応じることができ、この取扱いにより損害が生じた場合の当行の責任については、同規定によるものとします。

(3) 前項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行わないことがあります。

(4) 書替継続をする場合、書替継続後の預入金額等に応じ、店頭に表示する利率を適用します。

(5) 次の①から③までの一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した時に、預金口座が解約されたものとします。

① 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または後記4の2(1)もしくは(2)の定めにもとづき預金者が回答または届出した事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき

② 後記4の2(1)から(3)までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が1年以上に亘って解消されないとき

③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき

4の2【取引の制限等】

(1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

(2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、本規定にもとづく取引の全部または

一部を制限することがあります。

- (3) 前記(1)の確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情に照らして、この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には、当行は、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 前記(1)から(3)までの定めにより取引が制限された場合であっても、預金者の説明等によりマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められるときは、当行は速やかに当該取引の制限を解除するものとします。

5 【元利継続時の特例】

この預金の満期日に元利金が自動的に指定口座へ入金されない場合（指定口座が指定されていない場合を含みます。）に、満期日以後にこの預金と同一の預金口座またはこの預金と共通の印鑑を使用する預金口座へ、元金に利息を加えて定期預金として預入れる場合（複数の元利金を1口にとめる場合、および1口の元利金を複数に分割する場合を含みます。）に限り、通帳または証書の提出があれば、払戻請求書への押印または証書への押印、または当行所定の電子装置に記名押印がなくても、取扱うものとします。

6 【届出事項の変更、通帳・証書の再発行】

- (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前記(1)の印章、氏名、住所その他の届出事項の変更の届出がなされなかったことによって生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 通帳・証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い、解約または通帳・証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 通帳・証書を再発行するときは、預金者は当行所定の再発行手数料を支払うものとします。
- (5) 預金口座の開設等の際には、当行は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって当店に届出てください。

7 【成年後見人等の届出】

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に当店に届出てください。
- (4) 前記(1)から(3)までの届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届出てください。
- (5) 前記(1)から(4)までの届出がなされなかったことによって生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

8 【印鑑照合等】

払戻請求書、証書、諸届その他の書類または当行所定の電子装置に使用された印影（または署名・暗証）を届出または登録の印鑑（または署名鑑・暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

9 【譲渡、質入れ等の禁止】

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳または

証書については、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定、もしくは第三者に利用させることはできません。

- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れその他第三者の権利の設定を承諾する場合には、当行所定の書面により行います。

10【保険事故発生時における預金者からの相殺】

- (1) この預金は、満期日前であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出の印章（または署名・暗証）を押印（または署名・暗証記入）して、証書は証書の受取欄に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）して、直ちに当行に提出してください。
- ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ② 前記①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。
- ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は満期日の前日までの期間は約定利率、満期日以後の期間は当行の計算実行時の普通預金の利率を適用するものとします。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と利息との差額を清算するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の支払は不要とします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

11【通知等】

預金者が前記6の(1)を怠るなど預金者の責めに帰すべき事由により、当行が預金者から最後に届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

12【証書の効力】

この預金が満期日に自動的に解約され元利金が指定口座へ入金された後は、証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。

13【準拠法、裁判管轄】

この預金の契約準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

14【この規定の変更等】

- (1) この預金規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

自動継続自由金利型定期預金規定

1 【自動継続】

- (1) この預金は、通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この場合、預金者はこの預金の元利金を入金する口座（以下「指定口座」といいます。）を同時に届出るものとし、当行は満期日にこの預金を自動的に解約し指定口座へ元利金を入金します。

2 【証券類の受入れ】

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえで、または証書と引換えに、当店で返却します。

3 【利息】

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳または証書記載の利率（継続後の預金については前記1(2)に定める利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

ただし、次の①および②の種類のこの預金については、利息の支払は次によります。

- ① 預入日の1年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日とし、利息を1か月、2か月、3か月、4か月または6か月のいずれかのうちあらかじめ指定された月数（以下「指定月数」といいます。）ごとに分割して支払うこの預金については、預入日から指定月数を経過した日の翌日を第1回中間利払日とし、以下同様に中間利払日を定め（ただし、最後の中間利払日と満期日との期間が指定月数に満たない場合は除きます。）、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、後記③に定める利率）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。また、中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に指定口座へ入金します。
- ② 預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日とするこの預金（ただし、前記①の場合を除きます。）については、預入日から満期日の1年前の応当日までに到来する預入日の1年ごとの応当日を中間利払日とし、中間払利息は利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ③ 継続後の預金の中間利払利率は、前記①においては継続後のこの預金の利率、前記②においては継続後のこの預金の利率に70%を乗じた利率（ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）とします。
- ④ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、届出または登録の印章（または

署名・暗証)により、当行所定の支払請求書に記名押印(または署名・暗証記入)しまたは当行所定の電子装置に記名押印して、通帳または証書とともに提出してください。

- (2) 継続を停止した場合で、この預金を満期日に解約し指定口座へ入金できなかったときのこの預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金および満期払利息とともに支払います。
- (3) この預金を第4条1項により満期日前に解約にする場合および別途定める「反社会的勢力の排除に係る規定」により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。)および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

- ① 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC(BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、最も低い利率。

A 解約日における普通預金の利率

B 約定利率×70%

C 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

上記の基準利率は、解約日にこの預金の元金を通帳または証書記載の満期日(継続をしたときはその満期日)まで新たに当行に預入するとした場合に適用される標準的な利率(満期日までの残存期間が1か月未満の場合は1か月間預入するとした場合に適用される標準的な利率)を基準として、当行所定の方法により決定します。

- ② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率。

A 約定利率×70%

B 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

- (4) この預金の一部(以下「解約部分」といいます。)の満期日前の解約に応じる場合には前記(1)にかかわらず、解約部分についての利息は預入日から解約日の前日までの日数および前記(3)に定める預入期間に応じた利率によって計算し、残存するこの預金とともにあらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4【預金の解約・書替継続】

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約または書替継続(前記4(4)の定めにもとづき、この預金の一部について解約のうえ、残存するこの預金について書替継続する場合を意味します。以下本条において同じ。)することはできません。
- (2) この預金を前記1(3)の自動解約以外の方法で解約するときは、届出または登録の印章(または署名・暗証)により、当行所定の払戻請求書に記名押印(または署名・暗証記入)しまたは当行所定の電子装置に記名押印して通帳とともに、または証書の受取欄に届出または登録の印章(または署名・暗証)により記名押印(または署名・暗証記入)して提出してください。ただし、当行がキャッシュカード(普通預金・貯蓄預金)規定に定める方法により本人確認を行った場合、当行は、前記の方法によらずにこの預金の解約に応じることができ、この取扱いにより損害が生じた場合の当行の責任については、同規定によるものとします。

- (3) 前項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行わないことがあります。
- (4) 書替継続をする場合、書替継続後の預入金額等に応じ、店頭に表示する利率を適用します。
- (5) 次の①から③までの一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した時に、預金口座が解約されたものとします。
 - ① 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または後記 4 の 2(1) もしくは (2) の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき
 - ② 後記 4 の 2(1) から (3) までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が 1 年以上に亘って解消されないとき
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき

4 の 2 【取引の制限等】

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 前記 (1) の確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情に照らして、この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には、当行は、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 前記 (1) から (3) までの定めにより取引が制限された場合であっても、預金者の説明等によりマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められるときは、当行は速やかに当該取引の制限を解除するものとします。

5 【元利継続時の特例】

この預金の継続が停止され、かつ満期日に元利金が自動的に指定口座へ入金されない場合（指定口座が指定されていない場合を含みます。）に、満期日以後にこの預金と同一の預金口座またはこの預金と共通の印鑑を使用する預金口座へ、元金に利息を加えて定期預金として預入れる場合（複数の元利金を 1 口にとめる場合、および 1 口の元利金を複数に分割する場合を含みます。）に限り、通帳または証書の提出があれば、払戻請求書への押印または証書への押印、または当行所定の電子装置に記名押印がなくても、取扱うものとします。

6 【届出事項の変更、通帳・証書の再発行】

- (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前記 (1) の印章、氏名、住所その他の届出事項の変更の届出がなされなかったことによって生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 通帳・証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い、解約または通帳・証書の再発行は、当行所定の手續をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

- (4) 通帳・証書を再発行するときは、預金者は当行所定の再発行手数料を支払うものとします。
- (5) 預金口座の開設等の際には、当行は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって当店に届出てください。

7【成年後見人等の届出】

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に当店に届出てください。
- (4) 前記(1)から(3)までの届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届出てください。
- (5) 前記(1)から(4)までの届出がなされなかったことによって生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

8【印鑑照合等】

払戻請求書、証書、諸届その他の書類または当行所定の電子装置に使用された印影（または署名・暗証）を届出または登録の印鑑（または署名鑑・暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

9【譲渡、質入れ等の禁止】

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳または証書については、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定、もしくは第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れその他第三者の権利の設定を承諾する場合には、当行所定の書面により行います。

10【保険事故発生時における預金者からの相殺】

- (1) この預金は、満期日前であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳は届出の印章（または署名・暗証）により押印（または署名・暗証記入）して、証書は証書の受取欄に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）して、直ちに当行に提出してください。
ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前記①の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當します。
 - ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日ま

として、利率は満期日の前日までの期間は約定利率、満期日以後の期間は当行の計算実行時の普通預金の利率を適用するものとします。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と利息との差額を清算するものとします。

- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の支払は不要とします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

11【通知等】

預金者が前記6の(1)を怠るなど預金者の責めに帰すべき事由により、当行が預金者から最後に届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

12【証書の効力】

この預金が満期日に自動的に解約され元利金が指定口座へ入金された後は、証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。

13【準拠法、裁判管轄】

この預金の契約準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

14【この規定の変更等】

- (1) この預金規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

期日指定定期預金規定

1【預入れの最低金額】

この預金の預入れは1口1円以上とします。通帳式の場合、預入れのときは必ず通帳を持参してください。

2【預金の支払時期等】

- (1) この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) 満期日は、この預金の全部または一部について、預入日の1年後の応当日から通帳または証書記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができ、当行は解約申出を受けた日を満期日とします。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 満期日の指定がない場合には、通帳または証書記載の最長預入期限を満期日とします。ただし、あらかじめ依頼のある場合には、通帳または証書記載の最長預入期限に自動的に解約し、元利金はあらかじめ指定された預金口座へ入金します。

- (4) 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとし、指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

3 【証券類の受入れ】

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえで、または証書と引換えに、当店で返却します。

4 【利息】

- (1) この預金の利息は、解約日に預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
- ① 1年以上2年未満 通帳または証書記載の「2年未満」の利率
② 2年以上 通帳または証書記載の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」といいます。）
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を第5条1項により満期日前に解約する場合および別途定める「反社会的勢力の排除に係る規定」により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。
- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%
ただし、Bの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。
- (4) この預金の一部（以下「解約部分」といいます。）の満期日前の解約に応じる場合には前記(1)にかかわらず、解約部分についての利息は預入日から解約日の前日までの日数および前記(3)に定める預入期間に応じた利率によって計算し、解約部分とともに支払います。この場合、残存するこの預金については書替継続されたものとみなし、その利息は、約定日数および約定利率によって計算し、残存するこの預金とともにあらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れます。
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5 【預金の解約・書替継続】

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約または書替継続（前記4(4)の定めにもとづき、この預金の一部について解約のうえ、残存するこの預金について書替継続する。）
- (2) この預金を前記2(3)の自動解約以外の方法で解約するときは、届出または登録の印章（または署名・暗証）により、当行所定の払戻請求書に記名押印（または署名・暗証記入）または当行所定の電子装置に記名押印して通帳とともに、または証書の受取欄に届出または登録の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）して提出してください。ただし、当行がキャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定に定める方法により本人確認を行った場合、当行は、前記の方法によらずにこの預金の解約に応じることができ、この取扱いにより損害が生じた場合の当行の責任については、同規定によるものとします。
- (3) 前項の解約の手續に加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行わないことがあります。
- (4) この預金の一部について解約するときも同様とします。
- (5) 次の①から③までの一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した時に、預金口座が解約されたものとします。

- ① 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または後記 5 の 2(1)もしくは(2)の定めにもとづき預金者が回答または届出した事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき
- ② 後記 5 の 2(1)から(3)までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が 1 年以上に亘って解消されないとき
- ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき

5 の 2 【取引の制限等】

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 前記(1)の確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情に照らして、この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には、当行は、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 前記(1)から(3)までの定めにより取引が制限された場合であっても、預金者の説明等によりマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められるときは、当行は速やかに当該取引の制限を解除するものとします。

6 【元利継続時の特例】

この預金の満期日に元利金が自動的に指定口座へ入金されない場合（指定口座が指定されていない場合を含みます。）に、満期日以後にこの預金と同一の預金口座またはこの預金と共通の印鑑を使用する預金口座へ、元金に利息を加えて定期預金として預入れる場合（複数の元利金を 1 口にとめる場合、および 1 口の元利金を複数に分割する場合を含みます。）に限り、通帳または証書の提出があれば、払戻請求書への押印または証書への押印、または当行所定の電子装置に記名押印がなくても、取扱うものとします。

7 【届出事項の変更、通帳・証書の再発行】

- (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前記(1)の印章、氏名、住所その他の届出事項の変更の届出がなされなかったことによって生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 通帳・証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い、解約、または通帳・証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 通帳・証書を再発行するときは、預金者は当行所定の再発行手数料を支払うものとします。
- (5) 預金口座の開設等の際には、当行は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって当店に届出てください。

8 【成年後見人等の届出】

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人

等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に当店に届出てください。
- (4) 前記(1)から(3)までの届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届出てください。
- (5) 前記(1)から(4)までの届出がなされなかったことによって生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

9 【印鑑照合等】

払戻請求書、証書、諸届その他の書類または当行所定の電子装置に使用された印影（または署名・暗証）を届出または登録の印鑑（または署名鑑・暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

10 【譲渡、質入れ等の禁止】

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳または証書については、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定、もしくは第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れその他第三者の権利の設定を承諾する場合には、当行所定の書面により行います。

11 【保険事故発生時における預金者からの相殺】

- (1) この預金は、満期日前であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出の印章（または署名・暗証）により押印（または署名・暗証記入）して、証書は証書の受取欄に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）して、直ちに当行に提出してください。
ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前記①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。
 - ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は次の利率を適用し、満期日の前日までの期間については1年複利の方法により、満期日以後の期間については単利の方法により、計算するものとします。
 - A 相殺通知が当行に到達する前に満期日の指定があり、預入日から満期日の前日までの期間が1年以上2年未満の場合には、満期日の前日までの期間については通帳または証書記載の「2年未満」の利率、満期日以後の期間については当行の計算実行時の普通預金の利率
 - B 相殺通知が当行に到達する前に満期日の指定があり、預入日から満期日の前日までの期間が2年以上の場合には、満期日の前日までの期間については通帳また

は証書記載の2年以上利率、満期日以後の期間については当行の計算実行時の普通預金の利率

- C 相殺通知が当行に到達する前に満期日の指定がない場合には、最長預入期限の前日までの期間については通帳または証書記載の2年以上利率、最長預入期限以後の期間については当行の計算実行時の普通預金の利率
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の支払は不要とします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

12【通知等】

預金者が前記7の(1)を怠るなど預金者の責めに帰すべき事由により、当行が預金者から最後に届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

13【証書の効力】

この預金が満期日に自動的に解約され元利金が指定口座へ入金された後は、証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。

14【準拠法、裁判管轄】

この預金の契約準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

15【この規定の変更等】

- (1) この預金規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

自動継続期日指定定期預金規定

1【預入れの最低金額】

この預金の預入れは1口1円以上とします。通帳式の場合、預入れのときは必ず通帳を持参してください。

2【自動継続】

- (1) この預金は、通帳または証書記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を申出てください。この場合、預金者はこの預金の元利金を入金する口座（以下「指定口座」といいます。）を同時に届出るものとし、当行は満期日にこの預金を自動的に解約し指定口座へ元利金を入金します。

3【預金の支払時期等】

- (1) この預金は、次に定める満期日以後に利息とともに支払います。

- ① 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（継続をしたときはその継続日の1年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができ、当行は解約申出を受けた日を満期日とします。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
- ② 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（後記(2)により満期日の指定はなかったものとしたときを含みます。）は、通帳または証書記載の最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。
- (2) 指定された満期日から1か月经過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
- (3) 継続停止の申出のない場合、前記(2)により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、また、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、引き続き自動継続の取扱いをします。

4【証券類の受入れ】

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえで、または証書と引換えに、当店で返却します。

5【利息】

- (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの期間および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。
 - ① 1年以上2年未満 通帳または証書記載の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上 通帳または証書記載の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」といいます。）
- (2) 継続後の預金の利息についても前記(1)と同様の方法で計算します。
- (3) 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金または元金に組入れます。
- (4) この預金を第6条1項により満期日前に解約する場合、当行がやむをえないものと認めてこの預金の満期日前の解約に応じる場合および別途定める「反社会的勢力の排除に係る規定」により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%

 ただし、Bの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。
- (5) この預金の一部（以下「解約部分」といいます。）の満期日前の解約に応じる場合には前記(1)にかかわらず、解約部分についての利息は預入日から解約日の前日までの日数および前記(3)に定める預入期間に応じた利率によって計算し、解約部分とともに支払います。この場合、残存するこの預金については書替継続されたものとみなし、その利息は、約定日数および約定利率によって計算し、残存するこの預金とともにあらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- (6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6【預金の解約】

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約または書替継続（前記5(4)の定めにもとづき、この預金の一部について解約のうえ、残存するこの預金について書替継続する場合をいみます。以下本条にておなじ）することはできません。
- (2) この預金を前記2(3)の自動解約以外の方法で解約または書替継続するときは、届出また

は登録の印章（または署名・暗証）により、当行所定の払戻請求書に記名押印（または署名・暗証記入）または当行所定の電子装置に記名押印して通帳とともに、または証書の受取欄に届出または登録の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）して提出してください。ただし、当行がキャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定に定める方法により本人確認を行った場合、当行は、前記の方法によらずにこの預金の解約または書替継続に応じることができ、この取扱いにより損害が生じた場合の当行の責任については、同規定によるものとします。

- (3) 前項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の解約または書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行わないことがあります。
- (4) 書替継続をする場合、書替継続後の預入金額等に応じ、店頭に表示する利率を適用します。
- (5) 次の①から③までの一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した時に、預金口座が解約されたものとします。
 - ① 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または後記 6 の 2(1) もしくは(2)の定めにもとづき預金者が回答または届出した事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき
 - ② 後記 6 の 2(1)から(3)までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が 1 年以上に亘って解消されないとき
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき

6 の 2 【取引の制限等】

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 前記(1)の確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情に照らして、この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には、当行は、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 前記(1)から(3)までの定めにより取引が制限された場合であっても、預金者の説明等によりマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められるときは、当行は速やかに当該取引の制限を解除するものとします。

7 【元利継続時の特例】

この預金の継続が停止され、かつ満期日に元利金が自動的に指定口座へ入金されない場合（指定口座が指定されていない場合を含みます。）に、満期日以後にこの預金と同一の預金口座またはこの預金と共通の印鑑を使用する預金口座へ、元金に利息を加えて定期預金として預入れる場合（複数の元利金を 1 口にとまとめる場合、および 1 口の元利金を複数に分割する場合を含みます。）に限り、通帳または証書の提出があれば、払戻請求書への押印または証書への押印、または当行所定の電子装置に記名押印がなくても、取扱うものとします。

8 【届出事項の変更、通帳・証書の再発行】

- (1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前記(1)の印章、氏名、住所その他の届出事項の変更の届出がなされなかったことによって生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 通帳・証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い、解約、または通帳・証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 通帳・証書を再発行するときは、預金者は当行所定の再発行手数料を支払うものとします。
- (5) 預金口座の開設等の際には、当行は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって当店に届出てください。

9【成年後見人等の届出】

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に当店に届出てください。
- (4) 前記(1)から(3)までの届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届出てください。
- (5) 前記(1)から(4)までの届出がなされなかったことによって生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

10【印鑑照合等】

払戻請求書、証書、諸届その他の書類または当行所定の電子装置に使用された印影（または署名・暗証）を届出または登録の印鑑（または署名鑑・暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

11【譲渡、質入れ等の禁止】

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳または証書については、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定、もしくは第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れその他第三者の権利の設定を承諾する場合には、当行所定の書面により行います。

12【非課税限度超過時の取扱】

前記 5(3)の定めにより、継続する場合の利息を元金へ組入れることによってこの口座の非課税貯蓄の最高限度額または非課税貯蓄の店舗限度額を超過するときは、次により取扱います。

- (1) 利息を指定の本人名義の当座または普通預金口座に入金のうへ、元金を継続します。
- (2) 本人名義の当座または普通預金口座の指定のない場合は、申出があるまで継続を停止します。

13【保険事故発生時における預金者からの相殺】

- (1) この預金は、満期日前であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出の印章（または署名・暗証）により押印（または署名・暗証記入）して、証書は証書の受取欄に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）して、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前記①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。
 - ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は次の利率を適用し、満期日の前日までの期間については1年複利の方法により、満期日以後の期間については単利の方法により、計算するものとします。
 - A 相殺通知が当行に到達する前に満期日の指定があり、預入日から満期日の前日までの期間が1年以上2年未満の場合には、満期日の前日までの期間については通帳または証書記載（継続したときは前記2(2)により定められる）「2年未満」の利率、満期日以後の期間については当行の計算実行時の普通預金の利率
 - B 相殺通知が当行に到達する前に満期日の指定があり、預入日から満期日の前日までの期間が2年以上の場合には、満期日の前日までの期間については通帳または証書記載（継続したときは前記2(2)により定められる）の2年以上利率、満期日以後の期間については当行の計算実行時の普通預金の利率
 - C 相殺通知が当行に到達する前に満期日の指定がない場合には、最長預入期限の前日までの期間については通帳または証書記載（継続したときは前記2(2)により定められる）の2年以上利率、最長預入期限以後の期間については当行の計算実行時の普通預金の利率
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の支払は不要とします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

14【通知等】

預金者が前記8の(1)を怠るなど預金者の責めに帰すべき事由により、当行が預金者から最後に届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

15【証書の効力】

この預金が満期日に自動的に解約され元本金が指定口座へ入金された後は、証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。

16【準拠法、裁判管轄】

この預金の契約準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

17【この規定の変更等】

- (1) この預金規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

総合口座取引規定

1 【総合口座取引】

- (1) 次の各取引は、総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。
- ① 普通預金
 - ② 自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金、期日指定定期預金、据置定期預金および自由満期型定期預金（以下これらを「定期預金」といいます。なお、自動とりまとめ定期預金および自動つみたて定期預金等に預入れられる個別の各定期預金を含みます。）
 - ③ 当行所定の保護預り兼振替決済口座管理規定に基づく国債等公共債の（以下「国債等」といいます。）保護預りおよび振替決済口座への受入れ
 - ④ 前記②の定期預金または前記③の国債等を担保とする当座貸越
- (2) 普通預金については、単独で利用することができます。
- (3) 前記(1)①から③までの各取引については、この規定の定めによるほか、当行の当該各取引の規定により取扱います。

2 【取扱店の範囲】

- (1) 普通預金は、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。
- (2) 自由金利型定期預金（M型）、期日指定定期預金、据置定期預金および自由満期型定期預金の預入れは1口1万円以上（ただし、中間利息定期預金および自動とりまとめ定期預金に預入れられる定期預金を除きます。）、自由金利型定期預金の預入れは当行所定の金額以上とし、これらの預金の預入れまたは解約は当店のほか当行が認めた本支店で取扱います。
- (3) 国債等の預入れ、引出し、振替または保護預り兼振替決済口座の解約等は当店のみで取扱います。

3 【定期預金の自動継続】

- (1) 自由金利型定期預金（M型）および自由金利型定期預金は、自動とりまとめ定期預金に預入れられた場合を除き、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金、自由満期型定期預金および据置定期預金は、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長預入期限に、自動的に継続します。（以下、満期日と最長預入期限をまとめて「満期日等」といいます。）
- (2) 継続された預金についても前記(1)と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日等（継続をしたときはその満期日等）までにその旨を当行所定の方法により当店に申出てください。

4 【預金の払戻し等】

- (1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約をするときは、届出または登録の印章（または署名・暗証）により、当行所定の払戻請求書に記名押印（または署名・暗証記入）しまたは当行所定の電子装置に記名押印して、通帳とともに提出してください。
- (2) 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。
- (3) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。
- (4) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻しことができる金額（当

座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

5【預金利息の支払い】

- (1) 普通預金の利息は、毎年2月と8月の当行所定の日に、普通預金に組入れます。
- (2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日にこの取引の普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

6【当座貸越】

- (1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当行はこの取引の定期預金および国債等を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうえ払戻しまたは自動支払いします。
- (2) 前記(1)による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）は、次の①の金額と②の金額の合計額とします。
 - ① この取引の定期預金の合計額の90%（1,000円未満は切捨てます。）または200万円のうちいずれか少ない金額。
 - ② この取引の国債等のうち利付国債、政府保証債、地方債についてはその額面合計額の80%と割引国債についてはその額面合計額の60%との合計額、または200万円のうちいずれか少ない金額。ただし、国債等の額面額に乘じる割合は金融情勢等の変化により変更することがあります。この場合、変更日および変更後の割合は店頭に表示し、それにより貸越金为新極度額をこえることとなるときは、預金者は直ちに新極度額をこえる金額に見合う国債等を担保に差入れるか、または新極度額をこえる金額を支払うものとします。
- (3) 前記(1)による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記8(1)①の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

7【貸越金の担保】

- (1) この取引に定期預金または国債等があるときは、後記(2)の順序に従い、次により貸越金の担保とします。
 - ① この取引の定期預金には、その合計額について223万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
 - ② この取引の国債等は、その種類ごとに次の金額を限度とし、かつ前記6(2)②の金額を担保するに足りるまで貸越金の担保として差入れられ、その国債等（その国債等が混蔵保管の方法により寄託されている場合にはその共有持分権その他いっさいの権利）は担保としてその引渡しまたは当行所定の振替を受けます。
 - A 割引国債を担保とする場合………335万円
 - B 利付国債を担保とする場合………250万円
 - C 政府保証債を担保とする場合………250万円
 - D 地方債を担保とする場合………250万円
 - ③ 預金者は、前記②に定める当行所定の振替の他、担保の設定、保全、および権利の行使に必要な書面を交付する等、当行の要請に従い必要な協力を行うものとします。
- (2) この取引に定期預金または国債等があるときは、後記8(1)①の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となるものがあるときは、次により取扱います。
 - ① 定期預金を担保とする貸越利率と国債等を担保とする貸越利率が同一の場合には、まず、定期預金を担保とします。
 - ② 貸越利率が同一となる定期預金为数口ある場合には、預入日（継続をしたときはその継続日）の早い順序に従い担保とします。
 - ③ 国債等が数種ある場合は次の順序に従い担保とします。なお、同種の国債等が数口ある場合には償還期日の早い順、償還期日が同じ場合には取扱番号の若い順とします。

- A 割引国債
 - B 利付国債
 - C 政府保証債
 - D 地方債
- (3) ① 貸越金の担保となっている定期預金について解約または（仮）差押があった場合には、前記 6(2)①により算出される金額については、解約された預金の金額または（仮）差押にかかる預金の全額を除外することとし、前記(1)および(2)と同様の方法により貸越金の担保とします。
- ② 貸越金の担保となっている国債等について、引出し、振替、買取り、償還、抹消または（仮）差押があった場合には、前記 6(2)②により算出される金額については、引出し、振替、買取り、償還、抹消または（仮）差押にかかる国債等の全額を除外することとし、前記(1)および(2)と同様の方法により貸越金の担保とします。なお、貸越金の担保となっている国債等を買取りがあった場合で、買取りにかかる受渡金額がその国債等の額面金額に前記 6(2)②の割合を乗じた金額に満たないときは、買取りにかかる国債等について買取りの申込日から受渡日の前日までの極度金額を買取りにかかる受渡金額により算定しなします。
- ③ 前記①および②の場合、貸越金为新極度額をこえることとなるときは、預金者は直ちに新極度額をこえる金額を支払うものとします。この支払いがあるまで前記②の（仮）差押にかかる国債等についての担保権は引続き存続するものとします。

8【貸越金利息等】

- (1) ① 貸越金の利息は、付利単位を 100 円とし、毎年 2 月と 8 月の当行所定の日に、1 年を 365 日として日割計算のうえ普通預金から引落としまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
- A 定期預金を貸越金の担保とする場合
その定期預金ごとにその約定利率（ただし期日指定定期預金、据置定期預金および自由満期型定期預金を貸越金の担保とする場合は、最長預入期限まで預入れた場合の約定利率）に年 0.50%を加えた利率
 - B 国債等を貸越金の担保とする場合
店頭表示の総合口座貸越利率表記載の貸越利率
- ② 前記①の組入れにより極度額をこえる場合には、預金者は当行からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払うものとします。
- ③ この取引の定期預金の全額の解約、国債等の全部の引出し、振替、買取りまたは償還、抹消等により、定期預金および国債等のいずれの残高も零となった場合には、預金者は前記①にかかわらず貸越金の利息を同時に支払うものとします。
- (2) 貸越利率については、金融情勢等により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当行が定めた日からとします。
- (3) 預金者は国債等の保護預り兼振替決済口座管理手数料を、担保差入後も引続き支払うものとします。
- (4) 当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年 14%（年 365 日の日割計算）とします。

9【国債等の償還金等の受入れ】

この取引の国債等の償還金および利金の支払いがある場合には、公共債保護預り規定兼振替決済口座管理規定にかかわらず、当行がこれを受けとり、この取引の普通預金へ入金します。また、この取引の国債等の買取代金の支払いを行う場合も同様とします。

10【届出事項の変更、通帳の再発行等】

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前記(1)の印章、氏名、住所その他の届出事項の変更の届出がなされなかったことによって生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支払い、

または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、当行は相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

- (4) 通帳を再発行するときは、当行所定の再発行手数料をいただきます。
- (5) 預金者が前記(1)を怠るなど預金者の責めに帰すべき事由により、当行が預金者から最後に届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

11【成年後見人等の届出】

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に当店に届け出てください。
- (4) 前記(1)から(3)までの届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届け出てください。
- (5) 前記(1)から(4)までの届出がなされなかったことによって生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、過失が当行は責任を負いません。

12【印鑑照合等】

- (1) この取引において払戻請求書、諸届その他の書類または当行所定の電子装置に使用された印影（または署名・暗証）を届出または登録の印鑑（または署名鑑・暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) この取引において、当行が社債等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める口座管理機関であることにより、この規定に定める当行の権利行使は妨げられないものとします。
- (3) 当行が社振法その他の関係諸法に従ったにもかかわらず預金者の権利の全部または一部が毀損した場合、その損害は預金者において負担します。

13【即時支払】

- (1) 預金者について、後記①から④までの一つにでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がなくても、預金者はそれらを支払うものとします。
 - ① 支払いの停止または破産、民事再生手続開始または個人に適用あるその他の倒産手続（今後制定されるものを含む）の申立があったとき
 - ② 相続の開始があったとき
 - ③ 前記8(1)②に違反し極度額をこえたまま6か月を経過したとき
 - ④ 住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなったとき
- (2) 預金者について、後記①または②の一つにでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がありしだい、預金者はそれらを支払うものとします。
 - ① 当行に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
 - ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたと客観的に認められるとき

14【解約等】

- (1) 普通預金口座を解約する場合には、届出または登録の印章（または署名・暗証）により、当行所定の払戻請求書に記名押印（または署名・暗証記入）しまたは当行所定の電子装置に記名押印して通帳とともに提出してください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときは預金者はそれらを支払うものとします。なお、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の通帳（または証書）を発行し、国債等の残高があるときは別途に保護預り兼振替決済口座通帳を発行します。ただし、当行がキャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定に定める方法により本人確認を行った場合、当行は、

前記の方法によらずにこの預金の解約に応じることができ、この取扱いにより損害が生じた場合の当行の責任については、同規定によるものとします。

- (2) 普通預金規定にもとづき普通預金口座が解約された場合も、前記(1)と同様とします。
- (3) 普通預金規定にもとづき普通預金取引が停止された場合は、当行は貸越を停止するものとします。
- (4) 前記 13(1)および(2)の事由があるときは、当行はいつでも貸越を停止または貸越取引を解約できるものとします。
- (5) 次の①から③までの一つにでも該当した場合には、当行はこの取引を停止し、または預金者に通知することによりこの取引を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した時に、取引が解約されたものとします。
 - ① 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または後記 14の2(1)もしくは(2)の定めにもとづき預金者が回答または届出した事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき
 - ② 後記 14の2(1)から(3)までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が1年以上に亘って解消されないとき
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき

14の2【取引の制限等】

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 前記(1)の確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情に照らして、この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には、当行は、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 前記(1)から(3)までの定めにより取引が制限された場合であっても、預金者の説明等によりマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められるときは、当行は速やかに当該取引の制限を解除するものとします。

15【相殺等】

- (1) 預金者がこの取引による債務を履行しなければならない場合には、当行は次のとおり取扱うことができるものとします。
 - ① この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。
 - ② この取引の国債等については、事前に通知することなく、これを法定の手続または一般に相当と認められる方法、時期、価額等によって処分の上、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済にあてることができるものとします。
 - ③ 前記②によるほか、事前に通知の上、一般に相当と認められる価額、時期等によって債務の全部または一部の弁済に代えて、この国債等（個人向け国債は除きます）を取得することもできるものとします。

- ④ この取引の個人向け国債については、事前に通知することなく、当行が預金者に代わって、中途換金請求等を行えるものとし、その代金から諸費用を差し引いた残額を債務の弁済に充当することができるものとします。
- ⑤ 前記①から④までの定めにより、なお、残りの債務がある場合には預金者は直ちに支払うものとします。
- (2) 前記(1)によって相殺等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を当行の計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

16【譲渡、質入れ等の禁止】

- (1) 普通預金、定期預金、国債等、預金契約上の地位その他のこの取引にかかるいっさいの権利および通帳については、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定、もしくは第三者に利用させることはできません。
- (2) 前記(1)の場合、当行がやむをえないものと認めて譲渡または質入れその他第三者の権利の設定を承諾するときには、当行所定の書面により行います。

17【保険事故発生時における預金者からの相殺】

- (1) 定期預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金が前記7(1)①により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。
また、普通預金も同様に相殺することができるものとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳に届出の印章（または署名・暗証）により押印（または署名・暗証記入）して、直ちに当行に提出してください。ただし、相殺により貸越金为新極度額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充当することとします。
 - ② 前記①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。
 - ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① 普通預金および定期預金の利息の計算については、当行の当該各取引の規定によるものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の支払は不要とします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

18【準拠法、裁判管轄】

この規定に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。この規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

19【この規定の変更等】

- (1) この預金規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

総合口座取引追加規定

1 【担保明細帳】

総合口座通帳のほかに、総合口座定期預金・担保明細帳または総合口座債券保護預り兼振替決済口座・担保明細帳（これらをあわせて以下「担保明細帳」といいます。）をお持ちの場合、次のとおり取扱うものとします。

- (1) 担保明細帳には、それぞれ総合口座の定期預金・担保明細または保護預り兼振替決済口座管理国債等・担保明細を記載します。
- (2) 総合口座取引規定の各条項における「通帳」には、総合口座通帳のほか、担保明細帳を含むものとします。
- (3) 総合口座取引の定期預金を解約するとき、または総合口座取引の国債等公共債の引出し、振替または買取りの申し出をするときは、それぞれ担保明細帳を当店に提出してください。また、普通預金口座を解約する場合には、総合口座通帳のほか、担保明細帳も当店に提出してください。

2 【国債等公共債担保の極度変更日】

国債等公共債（以下「国債等」といいます。）を担保とする総合口座取引における当座貸越の限度額の変更日については、次のとおりとします。

- A 国債等を売買した場合………受渡日
- B 国債等が償還された場合………償還日
- C 国債等の証券を引出しまたは振替を行った場合………申込日
- D 国債等の証券を預入れた場合………受渡日

3 【この追加規定の変更等】

- (1) この追加規定その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

盗難通帳・証書等による払戻被害に関する預金取引追加規定

1 【この追加規定の適用範囲】

この追加規定は、当行と預金契約を締結する個人（以下、「預金者」といいます。）が当行に有する預金で、払戻しの際に、届出または登録の印章（または署名・暗証）により、当行所定の払戻請求書に記名押印（または署名・暗証記入）しまたは当行所定の電子装置に記名押印し、通帳、証書またはキャッシュカード（以下、併せて「通帳等」といいます。）を提出する預金（以下、「通帳等提出式預金」といいます。）について適用されます。

2 【盗難通帳等による払戻し等】

- (1) 盗取された通帳等を用いて行われた不正な払戻し（以下、「不正な払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、通帳等提出式預金の各預金規定にかかわらず、預金者は当行に対して後記(2)に定める補てん対象額の請求を申し出ることができます。
 - ① 通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前記(1)の申出がなされた場合、不正な払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむをえない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた不正な払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下、この追加規定において「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、不正な払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、預金者に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前記(1)、(2)は、前記(1)にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、盗取された通帳等を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 前記(2)にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
 - ① 不正な払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 不正な払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当行が通帳等提出式預金について預金者に払戻しを行っている場合には、当該払戻し額の限度において、前記(1)にもとづく補てんの請求には応じることができません。また、預金者が、不正な払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が前記(2)により補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、通帳等提出式預金の各預金規定にもとづく払戻しの手続に応じることができません。
- (7) 当行が前記(2)により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳等により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

3【預金契約に付随する貸越契約にもとづき行う借入れの場合の準用】

- (1) 前記1および2は、預金者が、当行との間において締結した預金契約に付随する貸越契約等にもとづき、届出または登録の印章（または署名・暗証）により、当行所定の払戻請求書に記名押印（または署名・暗証記入）しまたは当行所定の電子装置に記名押印し、通帳等を提出することにより行う金銭の借入れに適用します。この場合、前記2(2)の適用においては、前記2(1)の各号に該当することを条件として、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた当該借入れ（手数料や利息を含みます。）について、当行はその支払いを請求しないものとします。ただし、当該借入れが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、預金者に過失があることを当行が証明した場合には、当行が支払いを求めることができない金額は、当該借入れに係る額の4分の3に相当する金額とします。
- (2) 前記2(3)の場合、または前記2(4)の各号のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、前記(1)の規定は適用しないものとします。

4【本人確認書類の追加提示】

当行は、通帳等提出式預金の払戻しの手続に際し、各預金規定の払戻しの手続に加え、当該

預金の払戻を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

5 【準拠法、裁判管轄】

この追加規定に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。この追加規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、通帳等提出式預金の当行の取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上

公共債保護預り兼振替決済口座管理規定

1 【この規定の趣旨】

(1) この規定は、お客さまから当行が次に掲げる証券（以下「国債証券等」といいます。）をお預りし、またはお客さまが社債等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に基づく振替決済制度において取扱う国債（以下「振決国債」といいます。）もしくは地方債証券、政府保証債証券（以下「振決地方債等」といいます。）に係る口座を当行に開設するに際し、当行とお客さまとの間の権利義務関係（但し、他の規定が適用される場合を除く）を明確にするために定めるものです。

- ① 国債証券
- ② 地方債証券
- ③ 政府保証債証券

(2) 当行は、前記(1)にかかわらず、相当の理由があるときは国債証券等のお預り、ならびに振決国債および振決地方債等に係る口座の開設および振替による受入れをお断りすることがあります。

(3) この規定に従ってお預りした国債証券等を以下「保護預り証券」といい、保護預り証券、振決国債および振決地方債等をあわせて以下「振替債等」といいます。

2 【保護預り証券の保管方法および保管場所】

当行は、保護預り証券について適用法令等に従い次のとおりお預りします。

- ① 保護預り証券は、当行所定の場所に保管し、特にお申し出がない限り他のお客さまの同銘柄の証券と区別することなく混蔵して保管（以下「混蔵保管」といいます。）できるものとします。
- ② 前記①による混蔵保管は大券をもって行なうことがあります。

3 【混蔵保管に関する同意事項】

前記 2 の規定により混蔵保管する国債証券等については、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。

- ① 保護預り証券の数または額に応じて、同銘柄の国債証券等に対して、共有権または準共有権を取得すること
- ② 新たに国債証券等をお預りするときまたは保護預り証券をご返還するときは、当該証券のお預りまたはご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客さまと協議を要しないこと

4 【振替決済口座】

(1) 振決国債または振決地方債等に係るお客さまの口座（以下「振替決済口座」といいます。）は、社振法に基づく口座管理機関として、当行が備え置く振替口座簿において開設します。

(2) 振替決済口座には、日本銀行または株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）が定めるところにより、種別ごとに内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振決国債および振決地方債等の記載または記録をする内訳区分と、それ以外の振決国債および振決地方債等の記載または記録をする内訳区分とを別に設けて開設します。

- (3) 当行は、お客さまが振込国債または振込地方債等についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録します。

5 【保護預り口座または振替決済口座の開設】

- (1) 国債証券等については、当行に対して保護預り口座を開設した場合に限り保護預りを、振込国債または振込地方債等については振替決済口座を開設した場合に限りその管理を受け付けることとし、当該口座開設の際は当行所定の申込書および書面（本人確認資料を含む場合があります）をご提出ください。
- (2) 口座開設の申込の場合は取引明細、残高等を債券保護預り兼振替決済通帳（以下「通帳」といいます。）に記載して通知する通帳式または取引明細、残高等を取引残高報告書に記載して通知する取引残高報告書方式（以下「取残式」といいます。）のいずれかを選択してください。
- (3) 前記(1)の申込書または当行所定の装置に押印された印影および記載された住所・氏名等をもって、届出または登録の印鑑、および届出の住所・氏名等とします。
- (4) 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、社振法その他の関係法令ならびに日本銀行の国債振替決済業務規程その他の関連諸規則、および機構の社債等に関する業務規程その他の機構が社債等に関する振替決済制度に関して定めた事項に従って取扱います。

6 【契約期間等】

- (1) この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。
- (2) この契約は、お客さままたは当行から申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

7 【手数料】

- (1) この保護預りおよび振替決済口座の管理の手数料（以下「手数料」といいます。）は、当行所定の料率と計算方法により1年分を後払いするものとし、お客さまが指定した預金口座から毎年4月の当行所定の日に、通帳・払戻請求書の提出または小切手の振出なしに自動的に引落とし手数料に充当します。なお、当初契約期間の手数料は、契約日の属する月の翌月から月割で計算します。
- (2) 手数料は、諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以降最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に保護預り口座および振替決済口座のすべてが解約された場合、または振替債等のすべてが償還（以下「全部償還」といいます。）された場合は、解約日または全部償還日の属する月を1か月として、その月までの手数料を月割計算により支払ってください。なお、当行は、解約日または全部償還日にこの手数料を前記(1)の方法に準じて、自動引落しすることができるものとします。
- (4) 全部償還後に振替債等の預入れまたは受入れがあった場合の手数料は、預入れ日または受入れ日の属する月の翌月から月割で計算し、前記(1)または(3)の定めにしたがって自動引落しすることができるものとします。
- (5) 当行は、お客さまが指定した預金口座に前記(1)、(3)または(4)の手数料に相当する金額がない場合は、後記15により当行が受け取る振替債等の償還金（後記14の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。）、利子または買取り代金等（以下「償還金等」といいます。）から、前記(1)、(3)または(4)の手数料に充当することができるものとします。

8 【預入れおよび返還】

- (1) 保護預りの国債証券等を預入れるときは、お客さままたはお客さまがあらかじめ届け出た代理人（以下「お客さま等」といいます。）が当行所定の書面に記入のうえ、通帳とともに（通帳式の場合のみ）当店へ提出してください。
- (2) 保護預り証券の全部または一部の返還をご請求になるときは、その6営業日前までに当行所定の方法でその旨を当店に申し出のうえ、返還時に当行所定の書面に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）し、または当行所定の電子装置に記名押印して通帳とともに（通帳式の場合のみ）当店に提出してください。

- (3) 利金支払期日前の当行所定の一定期間は、国債証券等の預入れおよび保護預り証券の返還をすることはできません。
- (4) 保護預り証券は、お客さま等がお引き取りになるまでは、この規定により当行がお預りしているものとします。

9 【振替の申請】

- (1) お客さまは、振替決済口座に記載または記録されている振込国債または振込地方債等について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。
 - ① 振込国債または振込地方債等に差押えをうけた場合
 - ② 法令等、または日本銀行もしくは機構により、振込国債または振込地方債等の振替（譲渡または質入れのための振替を含む）またはその申請を禁止された場合
 - ③ 振込国債または振込地方債等の償還期日、繰上償還日または利子支払期日の前の当行所定の日から前営業日までの範囲内において、日本銀行または機構が定める期間中に振替を行なう場合
- (2) 前記(1)に基づき、お客さまが振替の申請を行なうに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示してください。
 - ① 減額および増額の記載または記録がされるべき振込国債または振替地方債等の銘柄および金額
 - ② お客さまの振替決済口座において減額の記載または記録がされるべき種別および内訳区分
 - ③ 振替先口座
 - ④ 振替先口座において、増額の記載または記録がされるべき種別および内訳区分
- (3) 前記(2)①の金額は、その振込国債または振込地方債等の最低額面金額の整数倍となるように提示してください。
- (4) 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、前記(2)③の提示は必要ありません。また、前記(2)④については、「振替先口座」を「お客さまの振替決済口座」として提示してください。
- (5) 振込国債または振込地方債等の全部または一部を振替えるときは、その3営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、お客さま等が当行所定の書面に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）し、または当行所定の電子装置に記名押印して通帳とともに（通帳式の場合のみ）当店に提出してください。
- (6) 振替決済口座に記載または記録されている振込地方債等のうち、償還金および利金を機構の社債等に関する業務規程により取扱う銘柄以外の銘柄の振替の申請を行う場合には、あらかじめ当行所定の書面を当店に提出してください。

10 【他の口座管理機関への振替】

当行は、お客さまから申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。その場合は前記9の規定に従うほか、当行所定の書面に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗証記入）し、または当行所定の電子装置に記名押印して通帳とともに（通帳式の場合のみ）当店に提出してください。

11 【分離適格振込国債に係る元利分離申請】

- (1) 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載または記録されている分離適格振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、元利分離の申請をすることができます。
 - ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離またはその申請を禁止されたもの。
 - ② 当該分離適格振込国債の償還期日または利子支払期日の3営業日前から前営業日までにおいて、あらかじめ日本銀行の定める期間中に元利分離を行うもの。
- (2) 前記(1)に基づき、お客さまが元利分離の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示してください。
 - ① 減額の記載または記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄および金額
 - ② お客さまの振替決済口座において減額および増額の記載または記録がされるべき種

別

- (3) 前記(2)①の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示してください。

12【分離元本振込国債等の元利統合申請】

- (1) 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載または記録されている分離元本振込国債および分離利息振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、元利統合の申請をすることができます。

① 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合またはその申請を禁止されたもの。

② 当該分離元本振込国債と名称および記号が同じ分離適格振込国債の償還期日または利子支払期日の3営業日前から前営業日までにおいて、あらかじめ日本銀行の定める期間中に元利統合を行うもの。

- (2) 前記(1)に基づき、お客さまが元利統合の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示してください。

① 増額の記載または記録がされるべき分離適格振込国債の銘柄および金額

② お客さまの振替決済口座において減額および増額の記載または記録がされるべき種別

- (3) 前記(2)①の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

13【保護預り証券の返還または振込国債の抹消の申請に準ずる取扱い】

当行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前記8(2)の手続きをまたずに保護預り証券の返還の請求が、もしくは社振法に基づく振込国債または振込地方債等の抹消の申請があったものとして、当行がお客さまにかわって手続きします。

① 当行に保護預り証券の買取りを請求される場合

② 当行が後記15により振替債等の償還金を受け取る場合

③ 保護預り証券から代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合

14【抽選償還】

混蔵保管中の振替債等が抽選償還に当選した場合には、被償還者および償還額の決定は当行所定の方法により公正かつ厳正に行います。

15【償還金等の受入れ等】

- (1) 振替債等の元金または利子の支払いがあるときは、当行がお客さまに代ってこれを受領し、指定口座に入金します。

- (2) 振替決済口座に記載または記録されている振込国債（差押えを受けたものその他の法令等により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の元金および利子の支払があるときは、日本銀行が代理して国庫から受領したうえ、当行がお客さまに代って日本銀行からこれを受領し、指定口座に入金します。

- (3) 振替決済口座に記載または記録されている振込地方債等（差押えを受けたものその他の法令等により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の元金および利子の支払があるときは、支払代理人が代理して発行者から受領したうえ、当行がお客さまに代って支払代理人からこれを受領し、指定口座に入金します。

16【連絡事項】

- (1) 取残式の場合、当行は、振替債等について、次の事項をご通知します。

① 残高照合のための報告

② 前記14により被償還者に決定したお客さまには、その旨および償還額

- (2) 前記(1)①の残高照合のための報告は、振替債等の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年1回以上ご通知します。なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。

- (3) 前記(2)に定める定期的な取引残高報告書に加えて、取引の都度取引残高報告書を受けた場合は、当行所定の書面により、申し出てください。

- (4) 通帳式の場合、当行は、通帳にお取引振替債等の銘柄、受渡日および預り残高の法令で

定める事項を、残高照合のための報告内容を含めて記帳します。また、前記 14 により被償還者に決定したお客さまには、その旨および償還額をご通知します。

- (5) お客さまが後記 17 の(1)を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由により、当行がお客さまから最後に届出のあった氏名または名称、住所にあてて通知を行いまたはその他の送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

17【届出事項の変更等】

- (1) 通帳および印章を失ったとき、または印章、氏名または名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。
- (2) 通帳または印章を失った場合の国債証券等の受入れ、保護預り証券の返還、振込国債または振込地方債等の振替または抹消、契約の解約は、当行所定の手続をした後に行います。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 前記(1)による変更後は、変更後の印影・住所・氏名等をもって届出の印鑑・住所・氏名等とします。

18【成年後見人等の届出】

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。お客さまの成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に当店に届け出てください。
- (4) 前記(1)から(3)までの届出事項に取消または変更が生じたときも同様に当店に届け出てください。
- (5) 前記(1)から(4)までの届出がなされなかったことによって生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

19【当行の連帯保証義務】

日本銀行または機構が、社振法等に基づき、お客さま（社振法第 11 条第 2 項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

- ① 振込国債（分離適格振込国債、分離元本振込国債または分離利息振込国債を除きます。）または振込地方債等の振替手続を行った際、日本銀行または機構において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、社振法に定める消却義務を履行しなかったことにより生じた振込国債または振込地方債等の超過分（振込国債または振込地方債等を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の元金および利子の支払をする義務
- ② 分離適格振込国債、分離元本振込国債または分離利息振込国債の振替手続を行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、社振法に定める消却義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振込国債および当該国債と名称および記号を同じくする分離適格振込国債の超過分の元金の償還をする義務または当該超過分の分離利息振込国債および当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振込国債の超過分の利子の支払をする義務。但し、振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。
- ③ その他、日本銀行または機構において、社振法に定める消却義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

20【解約等】

- (1) この契約は、お客さまのお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、その 6 営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約するときに当行所定の書面に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名・暗

証記入) し、または当行所定の電子装置に記名押印して通帳とともに(通帳式の場合のみ) 当店に提出し、保護預り証券を引き取りまたは振込国債もしくは振込地方債等を他の口座管理機関へ振替えてください。前記 6 の定めによるお客さまからの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- (2) 前記(1)にかかわらず、振替債等の利金支払期日前の当行所定の一定期間は、この契約の解約をすることはできません。
- (3) 保護預り証券は、お客さまがお引き取りになるまでは、この規定により当行が預りしているものとします。
- (4) 次の①から⑤までの一つにでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、保護預り証券を引き取りまたは振込国債もしくは振込地方債等を他の口座管理機関へ振替えてください。前記 6 の定めによる当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。
 - ① お客さまが手数料を支払わないとき
 - ② お客さまについて相続の開始があったとき
 - ③ お客さまがこの規定に違反したとき
 - ④ お客さまが後記 26 に定めるこの規定の変更にご同意しないとき
 - ⑤ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき
- (5) 前記(4)による振替債等の引取りまたは振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から引取りまたは振替の日の属する月までの手数料相当額を月割計算によりお支払いください。
- (6) 当行は、前記(5)の遅延損害金を、前記 7(1)の方法に準じて引取りまたは振替の日に自動引落しすることができるものとします。この場合、お客さまが指定した預金口座に前記(5)の遅延損害金に相当する金額がないときは、前記 7(5)の定めに基づいて償還金等から充当することができるものとします。

21【緊急措置】

法令等により振替債等の引渡しまたは振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

22【公示催告等の調査】

当行は、振替債等について、公示催告・除権判決の公告等についての調査義務を負いません。

23【譲渡、質入れ等の禁止】

- (1) 振替債等、この契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利および通帳については、第三者への譲渡、質入れその他第三者の権利の設定、もしくは第三者に利用させることはできません。
- (2) 前記(1)にかかわらず、第三者への質入れについて、当行がやむをえないものと認めてこれを承諾する場合には、当行所定の書式により行なうものとします。なお、振込国債または振込地方債等について、質権の設定を行なう場合は、当行所定の書式により、社振法、日本銀行および機構所定の手続による振替処理を行ないます。

24【免責事項】

当行は、次の①から⑧までの場合に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、その責を負いません。

- ① 前記 18 による届出の前に生じた損害
- ② 依頼書、申込書、申請書、諸届その他の書類に記載の事項に誤りがあったことにより、取扱が遅延または完了しなかった結果生じた損害
- ③ 依頼書、申込書、申請書、諸届その他の書類または当行所定の電子装置に使用された印影(または署名・暗証)を届出または登録の印鑑(または署名鑑・暗証)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、振込国債または振込地方債等の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ④ 依頼書、申込書、申請書、諸届その他の書類または当行所定の電子装置に使用された

印影（または署名・暗証）を届出または登録の印鑑（または署名鑑・暗証）と相違するため、国債証券等を受入れまたは保護預り証券を返還または振込国債または振込地方債等の振替または抹消をしなかった場合に生じた損害

- ⑤ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により保管施設、口座振替システム、または記録設備の故障等が発生したため、国債証券等の受入れまたは保護預り証券の返還、振込国債または振込地方債等の振替または抹消に応じられない場合に生じた損害
- ⑥ 前記④の事由により、保護預り証券が紛失、滅失、毀損等した場合、振込国債または振込地方債等の記録が滅失等した場合、または前記 15 による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑦ 前記 21 の事由により、当行が臨機の処置をした場合に生じた損害
- ⑧ 当行が社振法その他の関係諸規則または日本銀行もしくは機構所定の手続に従って口座振替等の手続を行なったにもかかわらず生じた損害

25【準拠法、裁判管轄】

この規定に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。この規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

26【規定の変更】

- (1) この規定その他の条件は、金融情勢の状況の変化、法令の変更その他必要な事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

27【振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意】

社振法に基づく振替決済制度において、当行が口座管理機関として取扱うことのできる有価証券のうち、当行がお客さまからお預りしている有価証券であって、あらかじめお客さまから同制度への転換に関し異議のなかったものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申し込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場合、当該振替決済口座に係るお客さまとの間の権利義務関係についてこの規定の掲示または送付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。

28【特例地方債等の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意】

社振法の施行に伴い、お客さまがこの規定に基づき当行に寄託している有価証券のうち、特例地方債または特例特別法人債（以下「特例地方債等」といいます。）に該当するものについて、社振法に基づく振替制度へ移行するために社振法等に基づきお客さまに求められている①および②に掲げる諸手続等を当行が代って行うこと、ならびに③から⑤までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- ① 社振法附則第 14 条（同法附則第 27 条から第 31 条までまたは第 36 条において準用する場合を含みます。）において定められた振替受入簿の記載または記録に関する振替機関への申請
- ② その他社振法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続等（社振法に基づく振替制度へ移行するために、当行から他社に再寄託する場合の当該再寄託の手続等を含みます。）
- ③ 移行前の一定期間、証券を引き取ることができないこと
- ④ 振替口座簿への記載または記録に際し、振替手続上、当行の口座（自己口）を経由して行う場合があること
- ⑤ 社振法に基づく振替制度に移行した特例地方債等については、社振法その他の関係法令および振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この規定により管理すること

以上

反社会的勢力の排除に係る規定

当行が指定する預金等の取引は、次の①から③までのいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の①から③までの一つにでも該当する場合には、当行は当該取引の開始をお断りするものとします。

また、次の①から③までの一つにでも該当した場合には、当行は当該取引を停止し、またはお客さまに通知することにより当該取引を解約することができるものとします。当該取引の停止または解約により生じた損害については、当行は責任を負いません。

- ① 取引の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② お客さまが、次のAからFまでのいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F その他、前記AからEに準ずる者
- ③ お客さまが、自らまたは第三者を利用して、次のAからEまでのいずれかに該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E その他前記AからDに準ずる行為

この「反社会的勢力の排除に係る規定」は以下規定の対象取引に適用されます。

「自由金利型定期預金（M型）《スーパー定期》規定」「自動継続自由金利型定期預金（M型）《スーパー定期》規定」「自由金利型定期預金規定」「自動継続自由金利型定期預金規定」「期日指定定期預金規定」「自動継続期日指定定期預金規定」

「公共債保護預り兼振替決済口座管理規定」（本「反社会的勢力の排除に係る規定」に記載の解約事由は公共債保護預り兼振替決済口座管理規定第20条第4項第5号に定める「やむを得ない事由」に該当いたします）

以 上

電子サイン取引に関する追加規定

1 【本追加規定の適用範囲】

この追加規定（以下「本追加規定」といいます。）は、次項に定義する電子サイン取引に適用されます。

2 【電子サイン取引】

電子サイン取引とは、当行所定の電子装置を使用してなされたサインに係る筆跡等を電子的に読み取ることにより登録された電子的な記録によるサイン（以下「電子サイン」といいます。）と、取引の際になされた電子サインとを照合のうえ認証をして、預金払戻し等の取引（預金口座に係る付随サービスのお申込、各種変更などの諸届その他の手続を含みます。）を行うことをいいます。

3 【対象口座】

- (1) 電子サイン取引は、当行所定の預金種別のうち個人のお客様が指定する預金口座（以下「対象口座」といいます。）についてのみ行うことができます。
- (2) 本追加規定にかかわらず、対象口座について、各預金規定等に従った方法による取引を

行うこともできます。

4 【電子サインの登録】

- (1) 電子サイン取引は、当行の取扱店舗窓口にて、当行所定の電子装置を使用して電子サインの登録を完了した後、行うことができます。筆跡が安定しないなどの理由により、電子サインを登録できない場合には、電子サイン取引を行うことはできません。
- (2) 電子サインを登録する際には、当行所定の本人確認書類を提示してください。対象口座が既に開設されているときは、通帳又はキャッシュカードも提示してください。
- (3) 電子サインの登録完了後、登録内容を記載した書面をお渡しいたしますので、登録内容を確認してください。ただし、登録した電子サインそのものは、書面には表示されません。

5 【電子サイン取引の実施】

- (1) 電子サイン取引は、当行の取扱店舗窓口に限り、行うことができます。
- (2) 電子サイン取引を希望するときは、希望する取引内容を申し出るとともに、通帳又はキャッシュカードを提示したうえで、ディスプレイにて表示される取引内容を確認し、当行所定の電子装置を使用して電子サインを記入してください。
- (3) 上記(2)にかかわらず、当行が必要と認めるときは、当行が適当と認める本人確認書類を提示してください。この場合、当該資料によって、本人確認をするまで、当行は電子サイン取引に応じません。

6 【免責規定】

- (1) 電子サイン取引に際して当行所定の電子装置を使用してなされた電子サインと当行に登録されている電子サインとを当行所定のシステムにより相当の注意をもって照合のうえ認証し、お客様の電子サインであると認めて電子サイン取引に応じましたうえは、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
- (2) 電子サイン取引に際して当行所定の電子装置を使用してなされた電子サインと当行に登録されている電子サインとを当行所定のシステムにより相当の注意をもって照合のうえ認証し、お客様の電子サインであると確認できなかったため電子サイン取引に応じなかったときは、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。前記 5(3)に定める場合に本人確認ができなかったため、電子サイン取引に応じなかったときも、同様とします。

7 【再登録】

- (1) 時間の経過などにより、当行が必要と求めて求めたときは、電子サインを再登録してください。その手続については、前記 4 の規定に準じるものとします。
- (2) 再登録後の電子サイン取引についても、本追加規定の各条項を適用します。
- (3) 上記(1)の場合、電子サインの再登録を了するまでは、電子サイン取引を行うことはできません。

8 【障害時の取扱い】

- (1) 電子サインの登録、照合等を行う当行所定の電子装置やシステムに障害が生じた場合、電子サインの登録情報を取得できないと当行が判断した場合、その他当行がやむをえないと認める相当の事由がある場合は、電子サインの登録、電子サイン取引の申込及び電子サインの利用の取りやめの受付の全部又は一部を一時中止することがあります。この場合、当行に故意又は重大な過失があるときを除き、当行は責任を負わないものとします。
- (2) 上記(1)により電子サイン取引をすることができない場合において、各預金規定等に定める取引を行おうとするときは、各預金規定等の定める方法によって行ってください。

9 【個人情報等】

当行は、当行所定の電子装置又はシステムの安全性・精度の向上のために必要があるときは、お客様が登録した電子サインを利用することができるものとします。

10 【電子サインの利用の取りやめ】

電子サインの利用を取りやめるときは、当行の取扱店舗窓口で当行所定の手続をしてください。当行所定の手続が完了した場合には、以後当行は電子サイン取引を受け付けません。な

お、電子サインの利用を取りやめた場合にも、取りやめ前に行われた電子サイン取引の効力は、取りやめによって何ら影響を受けません。

11【準拠法・裁判管轄】

本追加規定に基づく電子サイン取引の契約準拠法は日本法とします。本追加規定に基づく電子サイン取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、対象口座がある店舗の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

12【規定の適用】

本追加規定に定めのない事項については、各預金規定及び総合口座取引規定並びに別途申し込まれた各サービスに関する規定等により取扱います。

13【本追加規定の変更等】

- (1) 本追加規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 上記(1)の変更は、公表の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

休眠預金等活用法に係る追加規定

1【休眠預金等活用法に係る最終異動日等】

- (1) この預金について、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 当行ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が預金者等の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。
 - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
 - ② 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと
当該支払停止が解除された日
 - ③ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと
当該手続が終了した日
 - ④ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限りします。）
当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日
 - ⑤ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと
他の預金に係る最終異動日

2【休眠預金等代替金に関する取扱い】

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者等は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
 - ① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であつて法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
 - ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りです。）
 - ③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと
- (5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解約をした場合であっても存続するものとします。

この「休眠預金等活用法に係る追加規定」は以下規定の対象取引に適用されます。

「当座勘定規定」「当座勘定規定（パーソナル・チェック用）」「普通預金規定」「貯蓄預金規定」「通知預金規定」「新型通知預金《Can》規定」「納税準備預金規定」「総合口座取引規定」「自由金利型定期預金（M型）《スーパー定期》規定」「自動継続自由金利型定期預金（M型）《スーパー定期》規定」「自由金利型定期預金規定」「自動継続自由金利型定期預金規定」「期日指定定期預金規定」「自動継続期日指定定期預金規定」「自動とりまとめ定期預金規定」「自動つみたて定期預金規定（3年指定定期方式）」「自動つみたて定期預金規定（自由金利型2年定期預金（M型）方式）」

以 上
(2023 年 11 月 1 日現在)